

公共住宅建築工事に係る積算基準について

平成30年4月

県における公共住宅建築工事に係る積算基準については、新築・増築工事は「鹿児島県公共住宅建築工事積算マニュアル」を、改修・解体工事は「鹿児島県建築工事積算基準」をそれぞれ適用していましたが、事務の合理化・効率化、受注者の利便性向上等を図るため、平成30年4月1日以降の発注分からは、全ての工事において「鹿児島県建築工事積算基準」に統一することとしましたので、お知らせします。

なお、「鹿児島県公共住宅建築工事積算マニュアル（公共住宅建設工事実施設計単価を含む）」については平成30年3月31日をもって廃止しました。

<公共住宅建築工事に係る積算基準>

	平成30年3月31日まで
新築・増築工事	鹿児島県公共住宅建築工事積算マニュアル
改修・解体工事	鹿児島県建築工事積算基準



	平成30年4月1日以降
新築・増築・ 改修・解体工事	鹿児島県建築工事積算基準

※鹿児島県建築工事積算基準については、県ホームページ「建築営繕の基準等」をご覧ください。

(https://www.pref.kagoshima.jp/ah13/eizennoiki_jyunntou.html)

問い合わせ先

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

電話：099-286-3742